

# 令和4年川西町議会 第1回臨時会会議録

開会 令和4年5月13日

閉会 令和4年5月13日

## 令和4年川西町議会第1回臨時会会議録（開会）

召集年月日	令和4年5月13日
召集の場所	川西町役場議場
開 会	令和4年5月13日 午前10時00分 宣告
出席議員	1番 阪本 学                      2番 弓仲 利博                      3番 福山 臣尾 4番 堀 格                          5番 松村 定則 7番 福西 広理                      8番 伊藤 彰夫                      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和                      11番 中嶋 正澄                      12番 芝 和也
欠席議員	6番 安井 知子
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 小澤 晃広                      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和                      総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝                      まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純                      教育委員会事務局長 吉岡 秀樹 総務課長 西川 直明                      税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 住民保険課長 大西 成弘                      福祉こども課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子                      まちづくり推進課長 喜多 勲 社会教育課長 浅田 裕信                      デジタル推進室長 梅津 光章 ----- 会計管理者 岡田 充浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した 7番 福西 広理 議員                      8番 伊藤 彰夫 議員

## 川西町議会第1回臨時会（議事日程）

令和4年5月13日(金) 午前10時00分 開会

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	承認第 2 号	令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 4	承認第 3 号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第 5	承認第 4 号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第 6	議案第 32 号	令和4年度川西町一般会計補正予算について
第 7	同意第 2 号	川西町監査委員(議員)の選任について
	(日程追加)	
追加第 1		議長の辞職について
追加第 2	選挙第 2 号	議長の選挙について
追加第 3		副議長の辞職について
追加第 4	選挙第 3 号	副議長の選挙について
追加第 5		議会選出の議員の辞職について 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員 国保中央病院組合議会議員
追加第 6	選挙第 4 号	議会選出の議員の選挙について 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員 国保中央病院組合議会議員
追加第 7	選任第 1 号	議会運営委員会委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議長(堀 格) 皆さん、おはようございます。

これより、令和4年川西町議会第1回臨時会を開催いたします。

なお、本臨時会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、6番 安井知子議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、臨時議会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(小澤晃広) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和4年川西町議会第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より、町政運営に関しまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、大型連休中の人の移動などもあり、新型コロナウイルス新規感染者の数も増加し、依然として感染状況は高位で推移しておりますが、そろそろコロナとの共存を考え、感染防止対策の徹底を図りながらも、慎重に社会経済活動との両立を図っていくべき時期が到来しているのかと考えておるところでございます。一定のリスクを認識しながら、それを適切に管理することで、川西町の行政を平時の軌道に乗せていくこと。そして、持続可能な未来創造を進めていくことが今求められていると感じております。

6月5日には、結崎駅の新しい駅舎がいよいよオープンする予定です。ただ今、若手職員中心に、オープニングイベントの準備を進めているところでございます。町民の皆様と喜びを分かち合い、未来に向けての新たなまちづくりのスタートとしていきたいと考えておりますので、皆様、何卒よろしくお願いをいたします。

一方、ロシアのウクライナ侵攻により、現地の悲惨な状況がほぼリアルタイムで配信され、テレビで見るたびに心を痛めるところでございます。その度に、私にまた私たちに何ができるのだろうか、無力感を感じ、思い悩むところでございますが、今、実際にウクライナで起きてしまっている戦争状態が、私たちが決して進んではならない道、進まないようにせねばならない道であるということ、私自身がまた皆様とともにしっかりと再認識し、共有させていただくことが、これが私たちにまずできることなのではないかと考えておる次第でございます。また、武力攻撃による資源、食料をはじめとする物流の途絶遮断が、私たちの生活にも影を落とすつつあります。物資の不足や諸物価の値上がりなど、深刻な影響が出始めていると感じているところです。川西町におきましても、住民の皆様の生活を守るとの認識をしっか

りと持ち、政府のコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策を踏まえ、適切かつ機動的な対応を図ってまいる所存でありますので、議員各位を始め、皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本議会では、令和3年度川西町一般会計補正予算のほか、条例改正の専決処分の承認案3件、そして令和4年度川西町一般会計補正予算の議案1件を上程させていただくこととしておりますが、何とぞ慎重の慎重な御審議の上、御承認、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、福西広理議員、8番、伊藤彰夫議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第3、承認第2号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、日程第4、承認第3号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第5、承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第6、議案第32号、令和4年度川西町一般会計補正予算についての各議案につきましては、既に招集通知と共に配布しております関係上、各位におかれましては、熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって議案の朗読は省略することに決定いたしました。

日程第3、承認第2号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（小澤晃広） それでは、承認第2号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてをご説明いたします。

これは第3款民生費の学童保育所増築関連事業において、予算の一部を、令和4年度に繰り越して使用することができるよう、繰越明許費を設定したところではありますが、境界明示に係る地権者合意に不測の日時を要し、各地権者の地籍確定と登記が年度末にずれ込んだことから、不動産鑑定評価業務

を年度内に完了することができなくなったため、急遽、当該業務委託費についても繰り越して使用すべく、繰越明許費の金額の増額について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

なお、当該業務については、すでに完了し、後ほどご説明する令和4年度一般会計補正予算の積算根拠としているところであります。説明は以上です。

議 長（堀 格） 説明が終わりましたので審議に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようでありますので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 討論がないようでありますので、討論を終わり、これより採決に入ります。

承認第2号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

承認第2号を承認することに賛成の議員は挙手を願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成全員であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、承認第3号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 承認第3号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてをご説明いたします。

これは令和4年3月31日付公布、4月1日付施行の地方税法等の改正に伴い、町民税にあつては、既存住宅の省エネリフォーム工事に係る特例措置の要件を緩和するとともに、固定資産税にあつては、令和4年度の評価替えに伴う負担調整措置を講ずるなど、川西町税条例の改正を緊急に行う必要が生じたことから、同条例を改正すべく、専決処分を行ったものであります。

なお、施行期日は、経過措置の適用のあるものを除き、令和4年4月1日であります。説明は以上です。

議 長（堀 格） 説明は終わりましたので、ただいまより、審議に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようでありますので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 討論がないようでありますので、討論を終わり、これより採決に入ります。

承認第3号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

承認第3号を承認することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長(堀 格) 賛成全員であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号、承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(小澤晃広) 承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明いたします。

これは、被保険者間の税負担の公平性の確保及び中間所得層の税負担の軽減を図る観点から、課税限度額を改正する地方税法施行令が、令和4年3月31日付で公布、4月1日付で施行されたため、川西町国民健康保険税条例の課税限度額の規定を政令に合わせて改正する必要が生じたことから、専決処分を行ったものであります。その内容は、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を63万円から65万円に、また、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日であり、令和4年度課税分から適用されます。説明は以上です。

議 長(堀 格) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

12番、芝 和也議員。

12番議員(芝 和也) 12番、芝 和也です。それでは、ただいまの国保税の最高限度額引き上げについてお伺いいたします。これは町長説明のとおり、保険税の最高限度額を医療費分で2万円、後期分で1万円をそれぞれ引き上げるということでありまして、それは負担の公平性の観点や中間所得層の負担軽減、これを図ることということなんですけど、これ事務方に影響を聞いてみますと、双方合わせて50万円程度と、こういうことであります。所得額が確定してませんので、前年度、3年の所得で計算をして、4年度の新しい税率で計算すると、影響を受ける人は医療費分で30万円ほど、受ける人は15人、後期分で影響受ける人は19人と、合わせて医療費分が30万円、後期分が19万円、合計49万円こういうことではありますが、これが

保険税に新たに加わることによって、負担軽減という話になりますけれども、本町の保険税額がだいたい2億弱、1億7・8千万円程度ですので、そこに新たに50万円加わるということですから、負担軽減の緩和というても、ほとんど焼け石に水のような形にしかならないと思うんですけれども、それはそれとして、とにかく負担軽減という形で、実施するあらわれかなというふうに受け止めてるんですが、とにかく国保税の負担をどう抑えていくかっていうようなことで、この辺、実際、軽減策として、町長は具体的に何か手立ては講じようという考えがあるのか、ないのか。その辺、町長のお考えを改めて聞いておきたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 今、芝議員からご質問いただいたことについてお答え申し上げます。国保税の負担軽減ということですが、当然、軽減できれば、それに越したことはないというふうには思っています。それが、可能なのか、また、それをすることが他のところとのバランスを含めて、合理的なのかといったところも検討をせねばなりませんし、今、いただいた御意見は認識した上で、今後、考える材料とさせていただきます。

議 長（堀 格） 12番、芝 和也議員

12番議員（芝 和也） 軽減策にしても、可能か否か、他のところとのバランス等々の考えた上でということ、検討の余地があるということだったかと思うんですけれども、国保税の問題ですけれども、やっぱり、従前から議論を重ねてますように、住民税で非課税、一定所得までは税がかからないという制度が敷かれていますように、やっぱり底辺のところにも所得税では、かかりませんが、非課税措置がありますけれども、国保税の場合は、そういった皆さんのところにも、賦課されるということになるのが、仕組み上の問題です。ですから、そこら辺の部分を国保税でどう解決するかということが目の付け所やと、私は思ってるんですけれども、その辺、今般は中間所得層の負担低減、全体の負担の公平のバランスを考えてということでのこれは、もっぱら国の言い分ですけれども、最高限度額の引上げという措置ですので、それをやりながら、やっぱり税負担をどうしていくのか、特に、所得税では非課税になる皆さんに対して賦課される国保の問題の解決っていうのが、自治体の解決すべき大きな仕事だと思うんですけれども、そこら辺、改めてそういった底辺の部分をどうしていくのかっていうことについて、お考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） この議論に関しましては、国の制度でありますので、それに従って、進めていくということが基本としてはあるというふうに考えておりますのと、県で一元的に今、そろっているという状況がありますので、単独でうちのみが、何か手立てを打つことがふさわしいのかどうかという観点もあるというふうに認識をしておる次第であり、今、これだという手手立てを具体的に考えている状況ではございません。

- 議 長（堀 格） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（堀 格） 質疑がないようでありますので、質疑を終わり、これより討論に入らせていただきます。  
討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（堀 格） 討論がないようでありますので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
日程第5、承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。  
この採決は挙手により行います。  
承認第4号を承認することに賛成の議員は、挙手願います。  
（挙手する者あり）
- 議 長（堀 格） 賛成全員であります。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。  
次に、日程第6、議案第32号、令和4年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。
- 町 長（小澤晃広） それでは、議案第32号、令和4年度、川西町一般会計補正予算についてご説明いたします。  
先の承認第2号、令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてにおいて、ご説明したとおり、学童保育所増築に係る用地取得費及び補償費の額が確定したことから、地権者の同意を得て、早期に売買契約を締結いたしたく、当該予算の補正をお願いするものであります。補正予算の額は2,710万円。地域福祉基金を活用して取得するものでありまして、この結果、歳入歳出予算の総額は、45億6,741万7,000円となる見込みであります。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長（堀 格） 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。  
質疑ありませんか。  
12番、芝 和也議員。
- 12番議員（芝 和也） 12番、芝 和也です。それでは、学童保育所の用地取得について、議案が出されましたので、この学童保育所に関連して、若干、お尋ねをしておきたいと思っております。特に、今般の議案は、鑑定で確定したので、用地を取得するということですが、それで、これから学童保育所を建てていって、新たに利用をしてもらうという形になっていくんですけども、現在、その工法が軽量鉄骨でいけばいいところがなかなかその単価がどんどん高騰してきている関係上、まだ、何にするか定めていないということで、当初予算では、木造で一応予算化をされているということですが、この辺、工法の確定っていうことでいけば、いわゆる建築コストの関

係で、一番安くついてきちんとしたものが建てられるっていう観点で工法を確定していくのか、予算どおり木造で現在も予算されているんでそれでいくのか、その辺についての見通しを聞いておきたいというふうに思います。それと、工期に関してもなんですけれども、これも、材料調達の関係とかで、今のところ不透明とこういう話であります。学童保育所の背景ではやはり募集に対して、キャパを超えているので、お断りしているということが現に起こっていますので、そういう点では早くキャパを完成させて、今般の学童保育所でいけば、全部で5単位になるということですから、キャパはそれなりに広がるわけですので、そういった形できちんと受け入れをしていけるように準備を進めて、年度内には仕事を済ませて、来年度からは溢れることのないようにしていくのが筋やと、こういうふうに考えるところですが、その辺不透明な部分が今のところ残されていますが、工法、工期の問題について改めて聞いておきたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 今、芝議員からご質問いただきました、学童保育所の工法と工期についてお答え申し上げます。まず、工法についてでございますけれども、今、報道にもありますように、建築費の高騰が起こっている実態がございます。軽量鉄骨が今非常に高い状況でございます、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、軽量鉄骨造といろいろ選択肢はあると思っておりますけれども、その、それぞれの建築費の動向というものが、日々変わっているような状況でございます、ギリギリのところまでどれが適切で、どれが安いのかっていうのを見極めて、決めていこうというふうに設計の方と話している次第です。

その他の観点としましては、耐久性でございましたり、また、学童保育所、からまた長い目で見ますと、他の利用も視野に入れながらの建築が相応しいと思っておりますので、そういった観点を考えたときに、そういった作りをしていきやすい工法ということもにらみながら、最終的にそのバランスで決めるということになるかというふうに思っておる次第です。工期につきましても、同じく、今ぐらの進行の話もありながら資材の調達に時間がかかるなどございまして、想定よりは長くなってしまおうというふうな状況が、世の中的にあるところです。

来年の4月からというものを目指し、私も着任から動いているところでございますけれども、その状況を鑑みますと、ちょっと、4月までということになりますと、かなり無理しないといけないということもあり、無理しますと設計にも時間が取れないでありましたり、建築にも無理が生じるというところがありますので、それをムリムリ進めるというのは、あまり相応しくないのかなというところもありまして、もう少し、時間を取って進める方がよろしいのではないかと今考えて、設計の方と相談をしているところでございます。

議 長（堀 格） 12番、芝 和也議員

12番議員（芝 和也） 無理は禁物ですので、そこは慎重に、また、きちんと使い勝手のいいものを建てていって、これから先の使い道としても、それが生かされるということは、町長おっしゃったとおりだろうというふうに思っているところであります。ただ、後ろにズレて行きますと、また来年の募集のときに、今年と同じような状態にもなりかねませんので、その辺は、建物は建物として、年度を跨らざるを得ないということが、当然状況としてはありましようから、そうなったとしても、受入れが可能な過渡的な別の術を、そこは、今年のようにならないように詰めていっていただければと思いますので、その辺、お聞きしておきたいというふうに思います。それと、全体の総事業費なんですけれども、今般も不動産鑑定が終えたことによって、額が確定して用地取得とこういうことになりますねんけれども、今の原材料費の話で言いましても、いろいろこれから調達をしていく過程で、どうなっていくのか見えへんと、こういうことにはなりますが、総額は総額で、やっぱり事業総額としてきちんと決めておいてそこで収めるっていうのが、これも筋やと思うんですが、そこら辺、不可抗力で、建築していて、何か出てきてどけんとかかんようなことがあって、当初想定してなかったことから、費用が増すということは当然起こってきますけれども、その辺、そういったこと以外の要因からは、できる限り総額はきちんと押さえて、執行すべきというふうに考えるんですけれども、その点、事業総額に関して、町長ご自身どういうふうに踏まえて、ことを進めていかれるのかその2点お聞きしたいと思ます。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 芝議員の御質問に対してお答え申し上げます。

まず、学童保育の受け入れ体制というところでございますけれども、前年度に希望を取ったところ、想定以上にやはり希望される割合が増えているというのが実情でございますので、住民の方からも、受入れ体制を作ってほしいという声は受けておまして、子ども達の安全で、また、ちゃんとした居場所を確保するという観点でも大切だと思っております。また、今、学童保育所と学校の教室を使わせていただいているんですけれども、学校運営という観点と、あと学童保育所の運営で距離が遠くて、そこに人が割かれてしまっているという状況もありますので、その辺も改善するべく進めていきたい。また、できるだけ希望者は受け入れて、共働きの時代に合った形を作っていくという思いで、しっかりと来年度に向けて、また、今年度でできることはないか検討を進めたいといふふうに考えている次第でございます。

工事費に関しましては、今、御指摘をいただきましたとおり、予算を示させていただきますので、そこに収めるべく進めるというのが、もちろんそれがやるべきことだと思っております。それに向けて最善の努力をして行きます。

議 長（堀 格） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） はい。それでは、質疑を終わり、これより討論に入らせていただきます。

討論ございませんか。

7番、福西広理議員。

7番議員（福西広理） 7番、福西でございます。まず、本議案に対し、賛成の立場で討論を行います。この補正予算、先ほど同僚議員の質疑もありましたように学童保育所の増築事業、購入予定地の鑑定額が確定したことによる補正予算でありまして、このことにより、この学童保育所増築の総事業費の予算額が、約2億7700万円と示されました。この事業は、既存の学童施設のキャパシティの問題で、現在、小学校高学年の児童においては、利用希望の方をお断りせざるを得ないという問題を解消するための事業でありますので、基本的には賛成の立場であります。

しかし、本町、ますます少子化が進んでいるのは明白でありまして、学童利用者数のピークは、2年後の令和6年度で、その後は、減少していくと想定されておられます。共働きや1人親世帯の増加など社会環境の変化により、学童保育施設の利用率は年々上昇しておりますが、近い将来におきましては、学童保育所としては過剰な施設になることが予想されます。

そのことから、現在、増築を検討しておられる施設の設計においては、中期的なビジョンをしっかりと持っていただきまして、利用者数が減ったときには、学童保育施設以外でも利用可能なものとなるよう、将来世代に負担を残さないようにしっかりと留意していただき、設計など取り組んでいただきますよう要望として申し添えまして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（堀 格） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） それでは、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第32号、令和4年度川西町一般会計補正予算についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手を願います。

（挙手する者あり）

議長（堀 格） 賛成全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時44分 再開）

議長（堀 格） 休憩前に引き続き再開いたします。

私は、都合によりまして、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたします。これにより、私の一身上のことですので、副議長と交代いたします。副議長、議長議長席をお願いいたします。

(議長席 議長退席)

(議長席 副議長着席)

副議長(福山臣尾) それでは議長代行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、堀 格議員の退席を求めます。

(堀 格議員 退席)

副議長(福山臣尾) お諮りいたします。

議長辞職願の朗読を省略し、堀 格議員の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福山臣尾) 異議なしと認めます。よって、堀 格議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

堀 格議員が、自席に着席しますので、しばらくお待ちください。

(堀 格議員 着席)

副議長(福山臣尾) 堀 格前議長より、議長辞職の挨拶がございます。

4番議員(堀 格) それでは、議長辞職にあたりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。昨年5月、この場におきまして、皆様方の御推挙によりまして、議長に就任させていただきました。1年間、町政の発展のために、尽力してまいりましたつもりであります。

特に、在任中は、行政との情報の共有に意を用いまして、重要案件につきましても、できるだけ早く情報をお互いに共有しようということで努めてまいりましたつもりであります。議員の皆様方並びに理事者側の皆様方、大変、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。ありがとうございました。

簡単ではありますが、辞職にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうも、皆様、ありがとうございました。(拍手)

副議長(福山臣尾) お諮りいたします。

ただいま、議長が欠けましたので、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思ひます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福山臣尾) 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを

日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福山臣尾) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福山臣尾) 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に、寺澤秀和議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました寺澤秀和議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(福山臣尾) 異議なしと認めます。よって、寺澤秀和議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された寺澤秀和議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

寺澤秀和議員より、当選の挨拶がございます。

寺澤秀和議員。

10番議員(寺澤秀和) 議長就任にあたりまして、一言、御挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様の御推挙により、議長に就任させていただきました。大変、光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

このうえは、微力ではございますが、町政の発展に最善の努力をしてまいり所存ですので、議員の皆様並びに町長をはじめ、理事者の皆様方には、今後とも、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

誠に、ありがとうございました。(拍手)

副議長(福山臣尾) それでは、新しく議長が決まりましたので、交代いたします。議員の皆様には、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

しばらく休憩いたします

(午前10時52分 休憩)

(午前11時29分 再開)

- 議長(寺澤秀和) 休憩前に引き続き、再開いたします。  
先ほど、副議長、福山臣尾議員より、副議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。  
副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。  
追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。  
地方自治法第117条の規定によって、福山臣尾議員の退席を求めます。  
(福山臣尾議員 退席)
- 議長(寺澤秀和) お諮りいたします。  
副議長辞職願の朗読を省略し、福山臣尾議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、福山臣尾議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。  
福山 臣尾議員が自席に着席いたしますので、しばらくお待ちください。  
(福山臣尾議員 着席)
- 議長(寺澤秀和) 福山 臣尾前副議長より、副議長辞職の挨拶がございます。  
福山臣尾議員。
- 3番議員(福山臣尾) 副議長辞職にあたりまして、一言、御挨拶申し上げます。  
私、昨年5月の臨時会におきまして、議員各位の御推挙を賜り、副議長に選出していただきました。  
副議長期間中は、コロナ禍の中で、行事やイベント、会合などいろいろ縮小・中止などいろいろございましたが、今日まで議員の皆様をはじめ、関係各位の温かい御指導、御鞭撻を賜り、重責を果たすことができましたことを、心より厚く御礼申し上げます。簡単ではございますが、副議長辞職の挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。(拍手)
- 議長(寺澤秀和) お諮りいたします。  
ただいま副議長がかけましたので、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思えます。御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙について

を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

副議長に、阪本 学議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました阪本 学議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、阪本 学議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された阪本 学議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

阪本 学議員より当選の挨拶があります。

阪本 学委員。

1番議員(阪本 学) 改めまして、おはようございます。

副議長就任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の方々から、御推挙いただき、副議長に就任させていただくことになりました。大変、光栄に存じますけれども、この職責の重大さを痛感しているところでございます。

この上は、まだまだ未熟ではございますけれども、町政発展のために議長とともに、全力を尽くしてまいり所存でございますので、皆様方には、格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

議 長(寺澤秀和) 続いて、川西町・三宅町式下中学校組合議会及び国保中央病院組合議会の議会選出の議員である堀 格議員、福山臣尾議員より、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議会選出の議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、議会選出の議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第5、議会選出の議員の辞職についてを議題とします。

お諮りいたします。

川西町・三宅町式下中学校組合議会及び国保中央病院組合議会の議会選出の議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、議会選出の議員の辞職を許可することを決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議会選出の議員の辞職により、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員が、それぞれ2名の欠員となりましたので、議会選出の議員の選挙についてを、日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、議会選出の議員の選挙についてを日程追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第6、選挙第3号、議会選出の議員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

先ほど、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員の所属について協議されましたので、その結果を事務局長に報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長(中川辰也) それでは、御報告申し上げます。川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員に寺澤秀和議長、阪本学副議長が選出されました。以上でございます。

議長(寺澤秀和) 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員については、ただいまの報告のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を、川西町・三宅町式下中学校組合議会議

員及び国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員に当選されました。

各議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、私の議長就任に伴い議会運営委員会委員が欠けました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第7、選任第1号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

先ほど、議会運営委員会の所属について協議されましたので、その結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

議会事務局長(中川辰也) それでは、御報告申し上げます。

議会運営委員会委員に福山臣尾議員が選出されました。

以上でございます。

議長(寺澤秀和) お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、福山臣尾議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に福山臣尾議員を選任することに決定をいたしました。

なお、議長報告としまして、議会運営委員会委員会所属委員による互選が先ほど行われ、議会運営委員会委員長に福山臣尾委員が選出をされました。

また、駅周辺整備特別委員会委員長及び工業ゾーン創出特別委員会副委員長の辞職に伴い、各特別委員会所属委員による互選が先ほど行われ、駅周辺整備特別委員会委員長に、堀 格委員、工業ゾーン創出特別委員会副委員長に、福山臣尾委員が、選出されましたので、併せて御報告を申し上げます。

日程第7、同意第2号、監査委員の選任については議題とします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長(中川辰也) 同意第2号、川西町監査委員の選任について、次

の者を川西町監査委員に選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、奈良県磯城郡川西町大字結崎589番地の54、氏名、伊藤彰夫、生年月日、昭和26年1月17日、令和4年5月13日提出。川西町長小澤晃広。

以上でございます。

議 長（寺澤秀和） 議案の朗読は終わりました。  
お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定によって、提案説明を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、同意第2号は、提案説明を省略することに決定をいたしました。地方自治法第117条の規定によって、伊藤彰夫議員の退席を求めます。

（伊藤彰夫議員 退席）

議 長（寺澤秀和） これより質疑入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので質疑を終わり、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

同意第2号、監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

同意第2号について、同意することに賛成の議員は、挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、同意第2号は、同意することに決定をいたしました。

伊藤彰夫議員が自席に着席いたしますので、しばらくお待ちください。

（伊藤彰夫議員 退席）

議 長（寺澤秀和） 以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は、すべて終了いたしました。各委員の選任が順調に進められたことに対し、議長として、御礼申し上げます。

今後とも、議会運営が円滑に進められますよう、御協力よろしく願いいたします。

閉会にあたり、町長より挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（小澤晃広） 閉会に当たりまして、一言、御挨拶させていただきます。

この度は、慎重な御審議の上、御議決、御承認いただきまして、誠に、ありがとうございました。

また、今回の議会におきまして、寺澤議長、阪本副議長を初め、新しい体制となりました。今後も、議会と行政が力を合わせて町政の両輪となり、川西町町民の暮らしの向上、持続可能な未来の創造をともに進めさせていただきたいと気持ちを新たにしております。

私自身、謙虚に前向きに責務を果たしてまいりたいと考えております。引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

最後に、皆様のますますの御健勝を祈念いたしまして、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和） これをもちまして、令和4年川西町議会第1回臨時会を閉会をいたします。

ありがとうございました。

（午前11時45分 開会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月13日

川西町議会

前議長

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第2号	令和3年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	5月13日	原案承認
承認第3号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月13日	原案承認
承認第4号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月13日	原案承認
議案第32号	令和4年度川西町一般会計補正予算について	5月13日	原案可決
選挙第2号	議長の選挙について	5月13日	選挙
選挙第3号	副議長の選挙について	5月13日	選挙
選挙第4号	議会選出の議員の選挙について	5月13日	選挙
選任第1号	議会運営委員会委員の選任について	5月13日	原案可決
同意第2号	川西町監査委員(議員)の選任について	5月13日	原案同意